

浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会
報告書

令和3年11月

浦安市 まちづくり活動プラザ

目 次

1. まちづくり活動プラザ運営検討委員会の役割について……………	1
2. まちづくり活動プラザについて……………	1
3. まちづくり活動プラザの評価の視点について……………	3
4. まちづくり活動プラザの評価項目について……………	4
5. まちづくり活動プラザの評価の方向性……………	9
6. 市民大学校について……………	10

【資料】

- 資料 1 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の設置に関する要綱
- 資料 2 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会 委員名簿
- 資料 3 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会 開催状況
- 資料 4 特定事業者評価報告書様式
- 資料 5 一般貸出区画評価報告書様式
- 資料 6 一般貸出区画《定量評価》項目別採点表様式
- 資料 7 類似施設との比較一覧様式
- 資料 8 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の主な意見
- 資料 9 特定事業者の『5年目以降の継続判断』スケジュール

1. まちづくり活動プラザ運営検討委員会の役割について

まちづくり活動プラザについては、公募により選定した特定区画利用団体(8団体)の原則利用期間を5年間(利用期間の終期は令和5年5月)としているが、その1年前(令和3年度)には、この期間内の事業効果を確認し、事業継続の可否について判断することとなっている。

このようなことから、市民ニーズをとらえながら効果的、効率的に運営検討を行うため、令和2年度以降に外部、市職委員からなる「まちづくり活動プラザ運営検討委員会」を設置するとともに、監査法人等による事業効果を検証するための評価方法や公共施設としての活用状況の判断基準の評価項目を策定し、2か年で検討した。

また、市民大学校については、単年ごとに興味のある講座を受講できるため、受講生の満足度は高く、講座数、ジャンルの充実、講師の質は他自治体よりも充実していると考えられる。

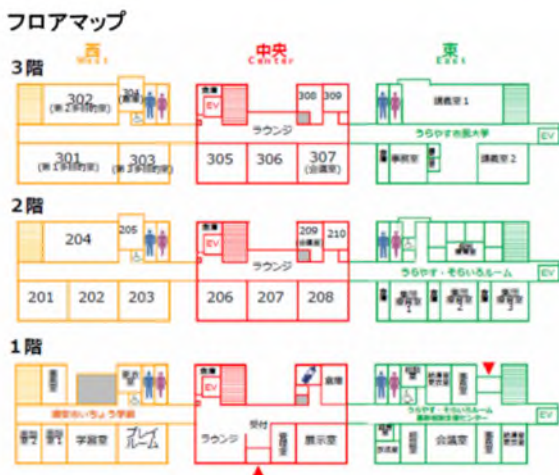
しかしながら、設立の趣旨(地域づくりに参画する意識を育み、知識や技術を学ぶ機会の提供)に対して、生涯学習系の要素が強い講座が多くなっており、学生会からも、「協働」よりも「生涯学習」を望む声があがっており、地域における活動につながらない現状となっている。

このようなことから、開校から10年が経過し、当初の「協働」に対する市民の意識・需要の変化がある中で、市民大学校事業の必要性と、需要の見極めが必要となり、「まちづくり活動プラザ運営検討委員会」で行う検討の中で市民大学校の運営方法についても検討を行った。

2. まちづくり活動プラザについて

平成26年度に閉校した旧入船北小学校の施設を活用し、まちづくり活動の促進並びに、様々な市民が世代を超えて交流や活動することができる施設として、平成30年7月に本格的に施設運用を開始した。

公募により選定した、まちづくり活動団体による8事業(「特定区画」と)と、市の4事業に加え、多目的室、体育館、運動場の貸し出し(「一般貸出区画」)を行っている。



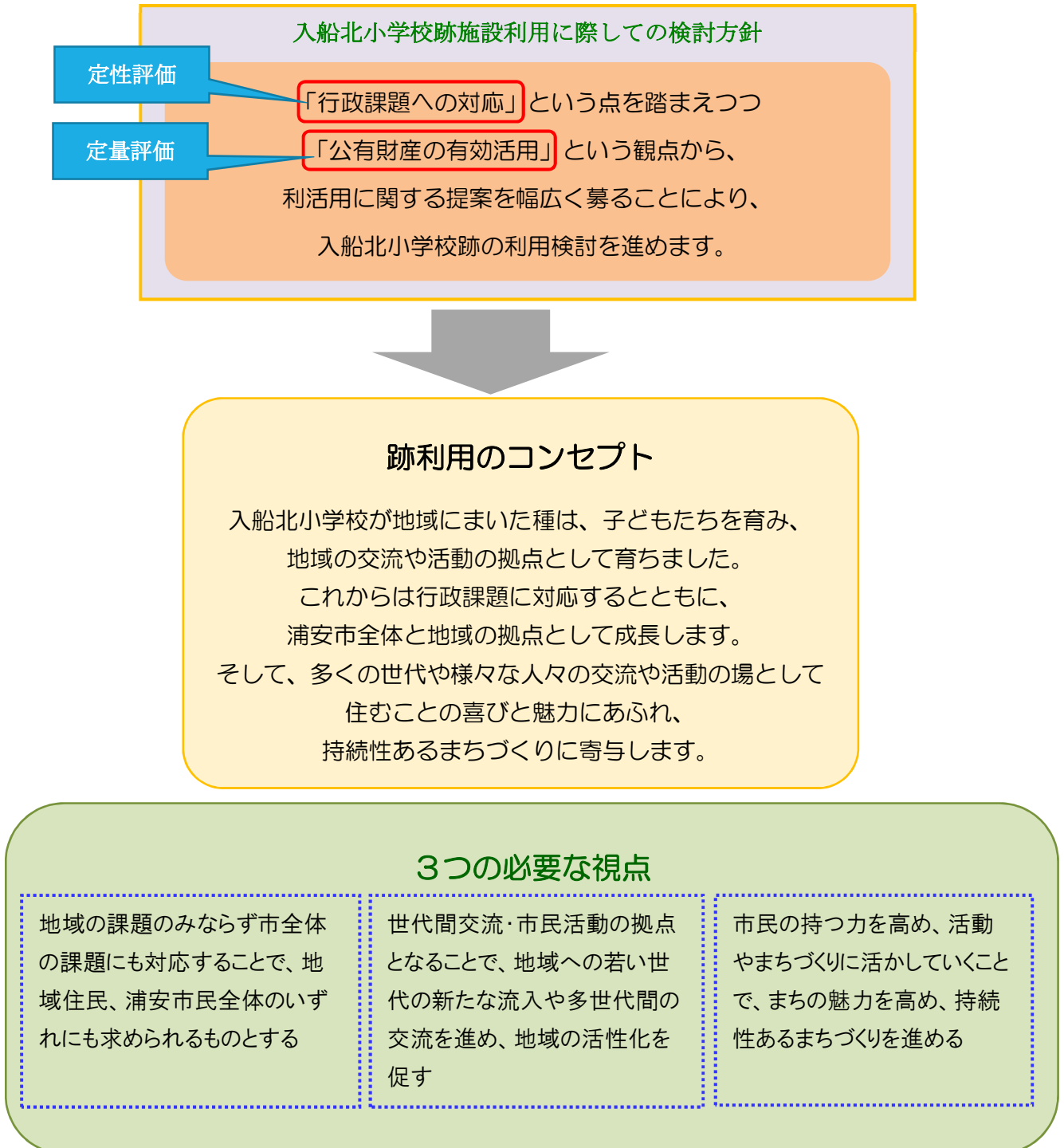
【まちづくり活動団体による8事業、市の4事業の概要】

事業者名	使用施設	目的	内容
特定非営利活動法人 フレンズ	2階 201・204	障がい者の就職訓練(就 労継続B型)、障がい者の 働く場所づくり、障がい者 と高齢者(支援員)の交流	障がい者の就労支援を目的に、昼食 用の弁当・お菓子作り、販売と小型 家電の回収・分解作業の運営。
特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	2階 202・203・205	障がい者の働く場所づく り、市民同士、障がい者との 交流する場の創造	障がい者の就労支援を目的とした、 古書の修理・販売、ブックカフェの運 営。
一般社団法人 手の舎	2階 206・207・208	デザインを軸とした創作技 術の習得と実践	自由に使える工房・シェアアトリエの 運営。創作技術が学べるワークショ ップの実施。
特定非営利活動法人 たすけあいはとぽっ ぽ	2階 210	住民参加型の生活支援	団体事務所を設置し、有償ボランテ ィアによる家事等生活支援の事業運 営。
浦安介護予防 アカデミア	304 倉庫の内、 3㎡	高齢者の介護予防活動	身体機能の改善、口腔機能の保持 に効果的なエクササイズなどの介護 予防活動。
お助けねっと・ こんぺいとう	304 倉庫の内、 2㎡	豊かな子育て親育ちを応 援	未就学児の親子向けの講座や遊び の場、多様な世代の交流の場を提 供。
Prism ! プリズム	3階 305	女性の地域活躍推進のため の創業支援	事業拠点の貸し出しなど、女性を対 象にした起業・独立支援。
特定非営利活動法人 浦安まちづくりネット	3階 306・308・309	団体の交流及び連携促 進、基盤強化 市民、地域 と市民活動団体とのつな がりの創出	地域交流の場、市民活動団体などに 活動の場を提供するシェアオフィスの 運営。

事業者名	使用施設	内容
いちょう学級 入船	西棟1階	学校生活など悩みや心配ごとに対するサポート
基幹相談支援センター	東棟1階	障がいのある方の総合的な相談業務
青少年発達サポートセンター	東棟1・2階	発達障がいのある方やその家族に対する相談、療育支援
市民大学校	東棟3階	地域に貢献し活躍するための学び場

3. まちづくり活動プラザの評価の視点について

浦安市立入船北小学校跡利用事業選定等委員会(平成27年10月22日開催)において、検討方針に基づき、小学校跡利用に共通するコンセプトと3つの必要な視点が決定している。
また、入船北小学校跡施設利用に際しての検討方針に基づき、評価の視点を設定した。



4. まちづくり活動プラザの評価項目について

(1) 行政課題への対応・・・定性評価

行政課題への対応は、「跡利用のコンセプト」に合致しているか判定することで評価できるものとした。特定事業者選定時の10項目を踏まえ、目的適合性(世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されているか)、必要性(地域や市全体の活性化が期待できるか)、公益性(公益に資するものとして評価できるか)等の定性評価項目について入船北小学校跡利用事業提案募集評価基準を整理し、評価項目を設定した。

入船北小学校跡利用事業提案募集評価基準

事業アイデアの提案に関する様式					
視点	様式番号	様式名	重視する内容	配点	計
提案概要	様式5	提案概要書 (A3×1枚)	公開プレゼンテーション時に使用する (提案内容を取りまとめたもの・アピール点等)	—	—
跡利用 コンセプト の具体化と 事業効果	様式6	提案内容と その実施効果 (A4×2枚)	① 地域や市全体の課題に対応している	10点	70点
			② 世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されている	10点	
			③ 地域や市全体の活性化が期待できる。	10点	
			④ 新規性・独自性がある	10点	
			⑤ 公益に資するものとして評価できる	10点	
			⑥ 取組内容が具体的かつ適切である	10点	
			⑦ 事業効果やその範囲(場所・人など)が適切かつ明確である	10点	
				⑧ 「跡利用コンセプトの具体化と事業効果」について、①～⑦以外で考慮すべき事項 ※委員は考慮した点を記述の上で評価	
事業の 実現性	資料7	跡施設で実施される事業全体との 協調・配慮 (A4×1枚)	⑨ 同じ跡施設で実施される他の事業とも、適切に 協調・連携を図ることを意識し、どのように取り組 むべきかを明確に述べている	10点	30点
	様式8	地域との協調・ 環境配慮への 提案(A4×1枚)	⑩ 周辺地域との協調を図り、良質な環境維持のため の配慮が適切になされ、具体的な取り組みも考 えている	10点	
	様式9	事業の実施箇所 (A4×1枚)	⑪ 貴重な財産である跡施設の利用や有効活用を考 慮し、適切な範囲の利用、無理のない改修等 となっている	10点	
				⑫ 「事業の実現性」について、⑨～⑪以外で考 慮すべき事項 ※委員は考慮した点を記述の上で評価	
				計100点	

評価項目

入船北小学校跡利用事業提案募集要項評価基準を整理し、次のとおり評価項目を設定した。

※ 資料 4 特定事業者評価報告書様式

定性評価項目

定性評価(50点満点「5点」×「6項目」、「10点」×「2項目」)						
	項目	配点	【参考】 前年度	状況 変化	評価	評価理由
勝利用 コンセプトの 具体化と 事業効果	①地域や市全体の課題に対応している。	5				
	②世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されている。	5				
	③地域や市全体の活性化が期待できる。	5				
	④公益に資するものとして評価できる。	10				
	⑤取組内容が具体的かつ適切である。	5				
	⑥事業効果やその範囲(場所・人など)が適切かつ明確である。	10				
事業の 実現性	⑦同じ施設内で実施される他の事業とも、適切に協調・連携を図ることを意識している。	5				
	⑧周辺地域との協調を図り、良質な環境維持のための配慮が適切になされ、具体的な取り組みをしている。	5				
小計		50				

定性評価のポイント

※事業者ごとに提案内容を評価の基準とする。

- ➔ 〈令和元年度〉：活動2年目の活動状況が提案通りの実施であれば「ふつう」【基準点】の3点（または6点）で評価。
- ➔ 〈令和2年度〉：令和元年度の評価点を基準に活動状況の変化で評価

	5点配点	10点配点
かなり高い	5点	10点
やや高い	4点	8点
ふつう	3点	6点
やや低い	2点	4点
かなり低い	1点	2点

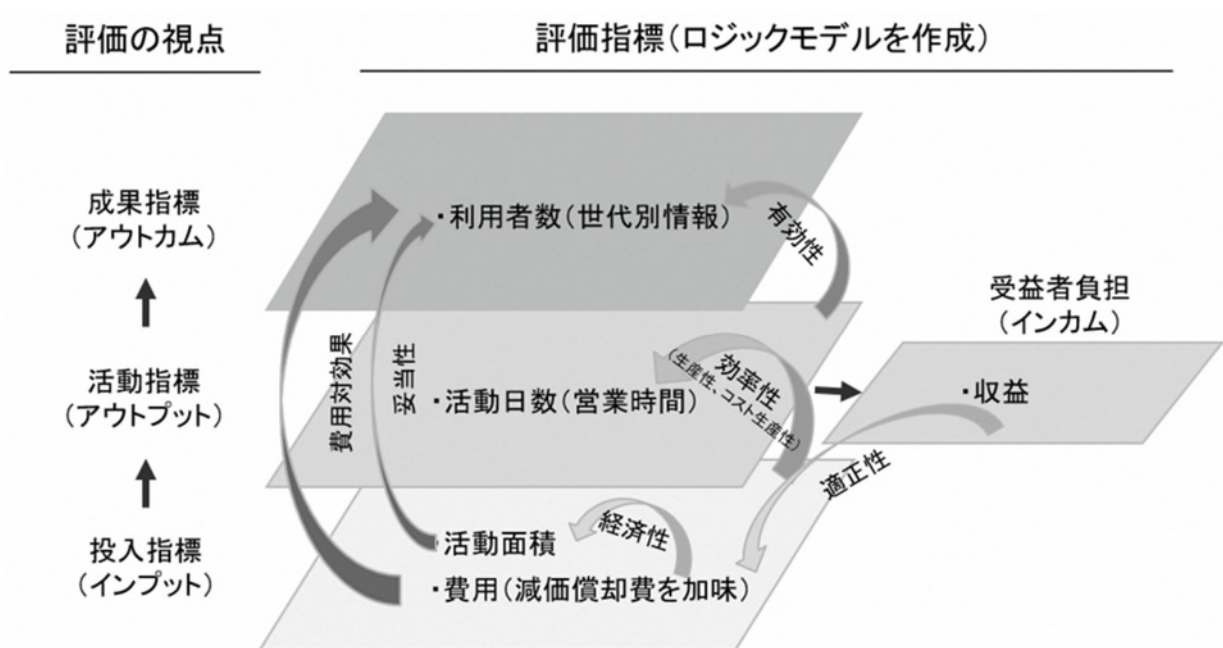
評価項目	令和元年度（活動2年目）	令和2年度
	評価のポイント 提案内容に照らして、各項目の【基準点】として評価	評価のポイント 提案内容に照らして、対前年度比で各項目を評価
①地域や市全体の課題に対応している。	事業者の目的に照らし提案通りの事業が実施されているかで評価。	事業者の提案目的の変化の有無で評価
②世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されている。	事業者の目的に照らし提案事業の実施回数や利用者数で評価。	事業者の目的に照らし、対前年度比で評価。
③地域や市全体の活性化が期待できる。	事業者の目的に照らし提案事業の実施回数や利用者数で評価。	事業者の目的に照らし、対前年度比で評価。
④公益に資するものとして評価できる。	目的の重要性などを踏まえて評価。	目的の重要性などをふまえて、対前年度からの変化の有無で評価
⑤取組内容が具体的かつ適切である。	事業者の目的に照らし、提案通りの事業が継続して実施されているかで評価。	提案通りの事業が継続して実施されているか、対前年度からの変化の有無で評価（より効果上がる新たな取り組みや工夫した取り組みの実施状況など）
⑥事業効果やその範囲(場所・人など)が適切かつ明確である。	事業効果の確認手段として、より効果上がる新たな取り組みや工夫した取り組みの実施状況及び実施回数、利用者数で評価。	事業者の取り組み状況の変化、実施回数、利用者数の変化を対前年度比で評価。
⑦同じ施設内で実施される他の事業とも、適切に協調・連携を図ることを意識している。	他の事業者との協調・連携活動の有無で評価	他の事業者との協調・連携活動の有無に関し、対前年度からの変化の有無で評価 (同様 or 増加・工夫 or 減少)
⑧周辺地域との協調を図り、良質な環境維持のための配慮が適切になされ、具体的な取り組みをしている。	周辺地域との協調に関し、具体的な取り組みの実施状況から評価	周辺地域との協調に関する具体的な取り組みの実施状況について、対前年度からの変化の有無で評価 (同様 or 増加・工夫 or 減少)

(2) 公有財産の有効活用・・・定量評価

公有財産の有効活用は、施設の利用状況等の定量的データにより評価できるものとした。プラザの運営をロジック・モデルとして「見える化」し、定量評価項目を設定した。

※ 資料4 特定事業者評価報告書様式

※ 資料7 類似施設との比較一覧様式



定量評価項目

定量評価 (50点満点 「10点」×「3項目」、「20点」×「1項目」)				
	項目	配点	評価年度	評価年度
成果指標	①妥当性(面積当たり利用者数(人/m ²))	10		
	②費用対効果(利用者当たり費用(円/人) ※(W/C)の逆数)	10		
	④有効性(営業日当たり利用者数(人/回数))	10		
活動指標	⑥効率性(稼働率(%))	20		
小計		50		

(3) まちづくり活動プラザ特定区画の評価方法

ア 定性評価

- ・8事業者はそれぞれ目的が異なるため、事業者ごとに、その目的に照らしどのような活動が行われたかで評価する。
 - ・各年の評価は、活動状況が提案通り実施されているか、また、対・前年度比で活動内容や利用者数の増減や、より効果が上がる新たな取り組みや工夫した取り組みの実施状況などで評価する。
 - ・新たな取り組みや工夫した取り組みの実施状況があれば、事業効果の視点から見た上で、加点要素として評価に加える。
 - ・事業者同士の比較ではなく、各々の事業者が基準の年(活動2年目の令和元年度)以降、評価点数の上下の状況を基に事業効果を確認し、事業継続の判断とする。
 - ・提案通りであれば中間点で評価するため、事業継続判断は最低5割以上の点数が必要とする。
- ※なお、活動状況あるいは利用者数などに減少が見られた年度については、その減少要因を十分に聞き取りの上、精査して評価する。

イ 定量評価

- ・「面積当たり利用者数」「利用者当たり費用」「営業日当たり利用者数」「利用可能日数に対する稼働率(営業日数)」を、数値化した全体項目でみる。
- ・多目的に一般市民が利用する他の公共施設と比べ、施設の活用状況が低くなるのは否めないが、公共施設の使われ方としての状況を数値化して捉える。
- ・現状としては、特定の目的を持った使われ方をしている本施設の特性から、定性評価を補足する資料として定量評価を行う。

ウ 定性評価と定量評価の相関関係について

- ・現時点では「定性評価」を事業継続判断の基礎とする。
- ・その上で定性評価を補足する資料として「定量評価」を行う。
- ・ただし今後、公共施設のあり方検討、あるいは新たに必要な事業が浮上した際には「定量評価」の比重を高くする。

エ 評価の方向性

- ・仮にコロナの影響がなかったとしたら、各事業者の活動＝事業効果は上昇したのか下降したのか、実際のところは見え難くなった。
- ・年度ごとの評価は実績により継続しつつ、事業効果を確認し5年と定める事業継続の判断評価時期に関しては、令和2年度および令和3年度のコロナ禍による活動制限などの事情を鑑み、事業継続判断(評価)の時期を延期とする。

オ 今後の評価(進め方)

① 特定区画事業者とのヒアリングについて

今後も年度評価を行う際は、事業者とのヒアリングスケジュール(予定)として、7月(4月～6月分)、10月(7月～9月分)、1月(10月～12月分)に行い、年度ヒアリングは翌年度に行いながら事業者とのヒアリング内容も踏まえ評価に反映する。

② シェアオフィスについて

特定区画8事業者のうち6事業者は、施設内に事務所がありその内3事業者(フレンズ、ワーカーズコープ、たすけあいとはぽっぽ、)は、自主財源で活動を行っている。その他3事業者(プリズム、まちづくりネット、手の舎)は、自主財源が無いため市民活動団体等にシェアオフィスとして貸し出している。

シェアオフィス事業を展開する3事業者(プリズム、まちづくりネット、手の舎)については、事業者の収益となっていないかヒアリング時や毎年度収支内容を確認する。

③ 開所時間について

18時以降の利用については、市の主催事業も含め、市民活動団体が一般貸出区画を利用し、特定区画においても事業者2団体(プリズム、浦安まちづくりネット)が夜間の活動を行っている。

また、市の4事業のうち2事業(基幹相談支援センター、青少年発達サポートセンター)では、夜間の相談業務を行っているため開所時間の変更を行うことにより市民サービスの低下に繋がることから引き続き午前9時から午後9時までの開所時間とする。

(4) まちづくり活動プラザ一般貸出区画の評価方法

定性評価・定量評価

・3つの多目的室の利用状況は類似施設のほぼ70%程度であり、利用状況を継続的に確認する。

・開設時から利用登録団体数は徐々に増えているが、今後さらなる活性化に向け施設周知などに関する工夫を進める。(平成30年度末:122団体、令和元年度末:221団体、令和2年度末:263団体、令和3年8月現在289団体)

・体育館、運動場は夕方以降ないし土・日の活用が主であり学校開放事業(市民スポーツ課所管)によりほぼ毎回利用されているため、利用状況を継続的に確認する。

※ 資料5 一般貸出区画評価報告書様式

※ 資料6 一般貸出区画《定量評価》項目別採点表様式

※ 資料7 類似施設との比較一覧様式

5. まちづくり活動プラザの評価の方向性

(1) 検討結果

まちづくり活動プラザ運営検討委員会の意見等を参考に、新型コロナウイルスの影響により施設の休館や施設利用の制限があるなかでの評価では、適正な事業効果の確認は困難と考え、当初令和3年度中に行う予定であった事業継続判断(評価)については、引き続き1年間ごとの評価(年間評価)を行いながら令和5年度中に行うものとする。

また、事業者選定時に定めた、まちづくり活動プラザ使用料の減免に関する審査基準等により、利用開始から5年間は使用料 50%減額としているが、事業継続の判断を2年間延長することから、令和5年5月までとしていた減免対象期間を令和7年5月末までとする。

- ※ 資料 4 特定事業者評価報告書様式
- ※ 資料 5 一般貸出区画評価報告書様式
- ※ 資料 6 一般貸出区画《定量評価》項目別採点表様式
- ※ 資料 7 類似施設との比較一覧様式
- ※ 資料 9 特定事業者の『5年目以降の継続判断』スケジュール

(2) 受託者(有限責任監査法人トーマツ)による分析レポート

分析レポートにおいて、定性評価及び定量評価ともに適切に項目が選定されていること、特定事業者の分析結果、今後の評価に向けた課題整理が示された。また、現在までの評価では、新型コロナウイルスの影響により事業効果を確認することが難しいとしたまちづくり活動プラザ運営検討委員会の判断は適切であるとしている。

分析レポートや各種評価結果を踏まえ、まちづくり活動プラザ運営検討委員会においても新型コロナウイルスが収束するまで事業継続判断(評価)を延期するまちづくり活動プラザ運営検討委員会の判断は適切であると結論付けた。

【評価の定義】

(1) 「 <u>評価</u> 」	→ 『1年間ごとの評価 (年間評価)』の意
(2) 「 <u>事業継続判断(評価)</u> 」	→ 『5年後の「継続判断」のための評価』の意

6. 市民大学校について

市民大学校は、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが地域に貢献する協働の担い手として、活躍するための学びの場として開校した。

しかし、開校から10年以上が経過し、社会状況などが変化する中で、受講生の多くからは自分のために学びを活かしていきたいという声があり、また、その中には協働の担い手は荷が重い、公民館で行っているような生涯学習としての学びを充実させてほしいとの声があがるなど、受講生の市民大学校に求めるニーズが多様化していることから、市民大学校の在り方、運営等について、学長・副学長の意見を伺うとともに、まちづくり活動プラザ運営検討委員会委員の意見を聞きながら検討を進めてきた。

(参考:学長・副学長との意見交換等 開催状況)

- ・学長らと市民大学校受講生の意見交換会(令和3年5月11日開催)
- ・第1回 市民大学校の在り方懇談会(令和3年6月18日開催)
- ・第2回 市民大学校の在り方懇談会(令和3年7月30日開催)
- ・第3回 市民大学校の在り方懇談会(令和3年9月3日開催)
- ・第4回 市民大学校の在り方懇談会(令和3年11月5日開催)

(1) 市民大学校の在り方懇談会(学長・副学長)からの意見

- ・2年制の修了を明確化する。
- ・2年で修了をめざす内容(4学期制:半年で1学期)は10講座20単位(1講座原則10回/学期⇒2単位)とする。
- ・必修講座・選択講座(選択講座①健康・福祉②環境・都市③文化・教育・キャリア)特別講座を設ける。
- ・講座の回数を統一する。
- ・今までと同様な自由履修受講生を設け選択講座は自由とする。
- ・講座は、まちづくりのために必要な要素を取り入れる。
- ・実習という意味では、各講座の中にフィールドワークを入れる。
- ・卒業演習は、担当講師を受講生が選び発表する。
- ・募集は年に1回行う。

(2) 今後の方向性について

新たな市民大学校については、引き続き学長・副学長の意見を伺いながら令和4年10月に開講を目指すこととする。

市民大学の新たな理念・コンセプト等(案)

- 「市民自治」によるまちづくりの推進
- 市民の自主的なまちづくりを拓く市民大学
- 受講者の関心に応じて進化・発展させられる学習環境づくり

カリキュラム体系と卒業の明確化：(2年間で卒業)

必修科目(共通科目)の創設

自由選択履修学生：自由に選択して学ぶ

学期制の導入(1年間で2学期制：半年単位)

資 料

資料 1 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の設置に関する要綱

資料 2 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会 委員名簿

資料 3 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会 開催状況

資料 4 特定事業者評価報告書様式

資料 5 一般貸出区画評価報告書様式

資料 6 一般貸出区画《定量評価》項目別採点表様式

資料 7 類似施設との比較一覧様式

資料 8 浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の主な意見

資料 9 特定事業者の『5年目以降の継続判断』スケジュール

浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 浦安市まちづくり活動プラザの利用状況、事業効果を検証し、開所時間などについて検討を行うため、浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 浦安市まちづくり活動プラザの事業効果についての検証に関する事項
- (2) 浦安市まちづくり活動プラザの運営に関する事項
- (3) 浦安市市民大学校の運営に関する事項
- (4) その他運営検討に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員10名以内で組織する。

(委員及び委員長)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱および任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体等を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 市職員

2 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員長を置き、委員長は、市長が指名する学識者をもって充て、委員会を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民経済部まちづくり活動プラザにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月15日から施行する。

浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会 委員名簿

	氏名	委員所属	備考
1	<small>しもだ</small> 下田 <small>なおき</small> 直樹	明海大学 経済学部長	委員長
2	<small>やなぎさわ</small> 柳澤 <small>かなめ</small> 要	千葉大学大学院工学研究院 教授	
3	<small>やまのくち</small> 山之口 <small>みきお</small> 美喜生	了徳寺大学 副学長	
4	<small>いしかわ</small> 石川 <small>まさずみ</small> 正純	浦安市自治会連合会 会長	
5	<small>まきの</small> 牧野 <small>つよし</small> 剛	浦安市社会福祉協議会 地域福祉推進課長	
6	<small>まえだ</small> 前田 <small>きくえ</small> 喜久栄	市民公募	
7	<small>おおた</small> 大田 <small>のりこ</small> 紀子	市民公募	
8	<small>かねこ</small> 金子 <small>よしなお</small> 吉直	浦安市生涯学習部 部長	
9	<small>すぎやま</small> 杉山 <small>まさき</small> 正毅	浦安市市民経済部 部長	

浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会開催状況

開催日	開催回数	議 題
令和2年10月29日	令和2年度 第1回	1. 本委員会の役割について 2. まちづくり活動プラザの概要及びスケジュールについて
令和3年1月28日 書面会議	令和2年度 第2回	1. まちづくり活動プラザ 評価の視点(素案)について
令和3年3月19日 書面会議	令和2年度 第3回	1. 第2回委員会での「検討結果資料」について 2. 検討結果資料に基づく「各種評価様式」について
令和3年5月25日	令和3年度 第1回	1. まちづくり活動プラザの方向性について (1)令和2年度「市民意識調査」結果について (2)特定区画の評価について (3)一般貸出区画の評価について
令和3年6月29日	令和3年度 第2回	1. まちづくり活動プラザの方向性について (1)特定区画事業者の定性評価のポイント(修正) (2)令和元年度修正評価および令和2年度評価 (3)まちづくり活動プラザの評価の方向性の整理 2. 市民大学校の方向性について (1)令和2年度「市民意識調査」結果 (2)市民大学校の課題整理 (アンケート結果、庁内類似講座調査結果) (3)市民大学校の方向性の整理
令和3年10月11日	令和3年度 第3回	1. まちづくり活動プラザの方向性について 2. 市民大学校の在り方について
令和3年11月26日	令和3年度 第4回	1. まちづくり活動プラザの方向性について 2. 市民大学校の在り方について

令和 年度 特定事業者評価報告書

特定事業者概要	事業名					
	団体名					
	事業内容					
	事業成果					
事務局評価						
定性評価(50点満点「5点」×「6項目」、「10点」×「2項目」)						
	項目	配点	【参考】 前年度	状況 変化	評価	評価理由
跡利用 コンセプトの 具体化と事業 効果	①地域や市全体の課題に対応している。	5				
	②世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されている。	5				
	③地域や市全体の活性化が期待できる。	5				
	④公益に資するものとして評価できる。	10				
	⑤取組内容が具体的かつ適切である。	5				
	⑥事業効果やその範囲(場所・人など)が適切かつ明確である。	10				
事業の 実現性	⑦同じ施設内で実施される他の事業とも、適切に協調・連携を図ることを意識している。	5				
	⑧周辺地域との協調を図り、良質な環境維持のための配慮が適切になされ、具体的な取り組みをしている。	5				
小計		50				
定量評価(50点満点「10点」×「3項目」、「20点」×「1項目」)						
	項目	配点	実績	類似施設 中央値	評価	評価理由
成果 指標	①妥当性 (面積当たり利用者数(人/㎡))	10				
	②費用対効果 (利用者当たり費用(円/人))	10				
	③有効性 (営業日当たり利用者数(人/回数))	10				
活 標動 指	⑥効率性 (稼働率(%))	20				
小計		50				
総合評価						

令和 年度 一般貸出区画評価報告書

事務局評価				
定性評価(40点満点「10点」×「2項目」、「20点」×「1項目」)				
	項目	配点	評価	評価理由
評価指標	目的適合性 (世代間交流・市民活動の拠点の役割が意識されている。)	10		
	必要性 (地域や市全体の活性化が期待できる。)	10		
	公益性 (公益に資するものとして評価できる。)	20		
小計		40		
定量評価(60点満点「10点」×「4項目」、「20点」×「1項目」)				
	項目	配点	評価	評価理由
成果指標	妥当性 (面積当たり利用者数(人/㎡))	10		
	費用対効果 (利用者当たり費用(円/人))	10		
	有効性 (利用率(%))	10		
活動指標	効率性(コスト生産性) (営業時間当たり費用(円/時間))	10		
	効率性(生産性) (稼働率(%))	20		
小計		60		
総合評価				

令和 年度 一般貸出区画《定量評価》項目別採点表

成果指標	①妥当性	面積当たり利用者数(人/㎡)		実績/類似	全区画平均	
	区画	実績	類似施設中央値			
	第1多目的室					
	第2多目的室					
	第3多目的室					
	体育館					
	運動場	評価対象外				
成果指標	②費用対効果	利用者当たり費用(円/人)		実績/類似	全区画平均	
	区画	実績	類似施設中央値			
	第1多目的室					
	第2多目的室					
	第3多目的室					
	体育館					
	運動場					
成果指標	③有効性	利用率(%)		実績/類似	全区画平均	
	区画	実績	類似施設中央値			
	第1多目的室					
	第2多目的室					
	第3多目的室					
	体育館					
	運動場					
活動指標	④適正性	受益者負担比率(%)		実績/類似	全区画平均	
	区画	実績	類似施設中央値			
	一般区画(全体)					
	活動指標	⑤効率性(コスト生産性)	営業時間当たり費用(円/時間)		実績/類似	全区画平均
		区画	実績	類似施設中央値		
		第1多目的室				
		第2多目的室				
		第3多目的室				
		体育館				
		運動場				
	活動指標	⑥効率性(生産性)	稼働率(%)		実績/類似	全区画平均
		区画	実績	類似施設中央値		
		第1多目的室				
第2多目的室						
第3多目的室						
体育館						
運動場						
投入指標	⑦経済性	面積当たり費用(円/㎡)		実績/類似	全区画平均	
	区画	実績	類似施設中央値			
	プラザ(建物)					
	運動場					

令和 年度 類似施設との比較一覧

【評価指標】

一般貸出区画		特定区画
妥当性	面積当たり利用者数(人/	
費用対効果	m ²) 利用者当たり費用(円/	同左
有効性	人)	同左
適正性...評価対象外	稼働率(%) プラザ全体で評価	営業日当たりの利用者数(人/回数)
効率性(コスト生産性)		
効率性(生産性)	営業時間当たり費用(円/時	稼働率(%)
経済性...評価対象外	面積稼働率費用(円/m ²) プラザ全体で評価	稼働率性として で評価

特定事業者 施設	活動面積	類似評価施設

一般貸出区画(第1多目的)

No	施設名称				成果指標				活動指標	
	部屋名	施設名	面積(m ²)	定員(人)			一般	特定		
対象										
1										
2										
3										
4										
中央値										

No	施設名称				成果指標				活動指標	
	部屋名	施設名	面積(m ²)	定員(人)			一般	特定		
対象										
1										
2										
3										
4										
5										
中央値										

No	施設名称				成果指標				活動指標	
	部屋名	施設名	面積(m ²)	定員(人)			一般	特定		
対象										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
中央値										

No	施設名称				成果指標				活動指標	
	部屋名	施設名	面積(m ²)	定員(人)			一般	特定		
対象										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
中央値										

No	施設名称				成果指標				活動指標	
	部屋名	施設名	面積(m ²)	定員(人)			一般	特定		
対象										
1										
2										
中央値										

浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会の主な意見

(1) まちづくり活動プラザについての意見

ア 評価項目について

- ・団体の事業目的が異なるので一律に評価するのは難しい。
- ・事業者の特性に応じ評価基準を変えて評価するのか。
- ・施設再配置の検討があった場合、定量評価と定性評価の比重を変えて評価を行うのか。
- ・公民館と比較し評価しているが、公民館は全市民を対象としており公民館の利用者数と比較するのは疑問がある。

イ 評価時期について

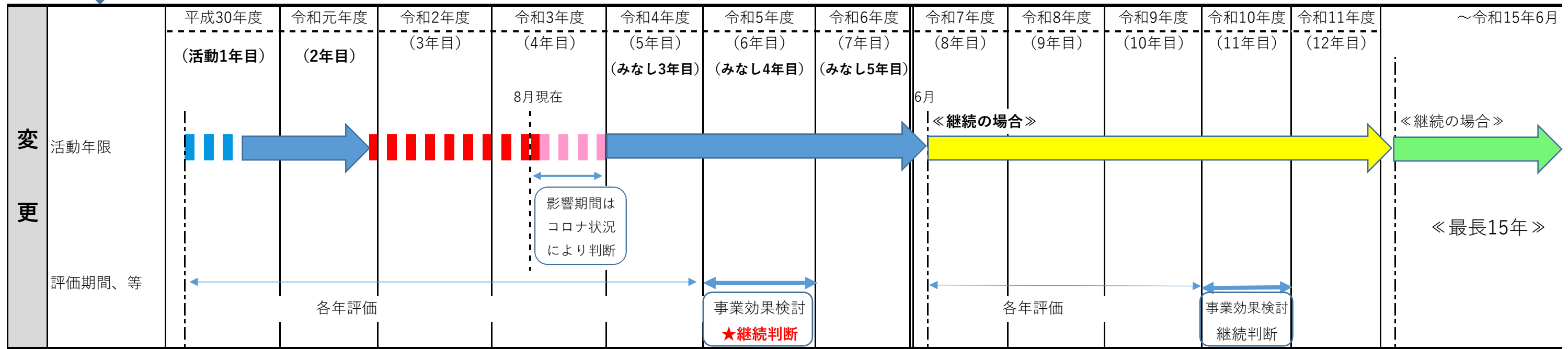
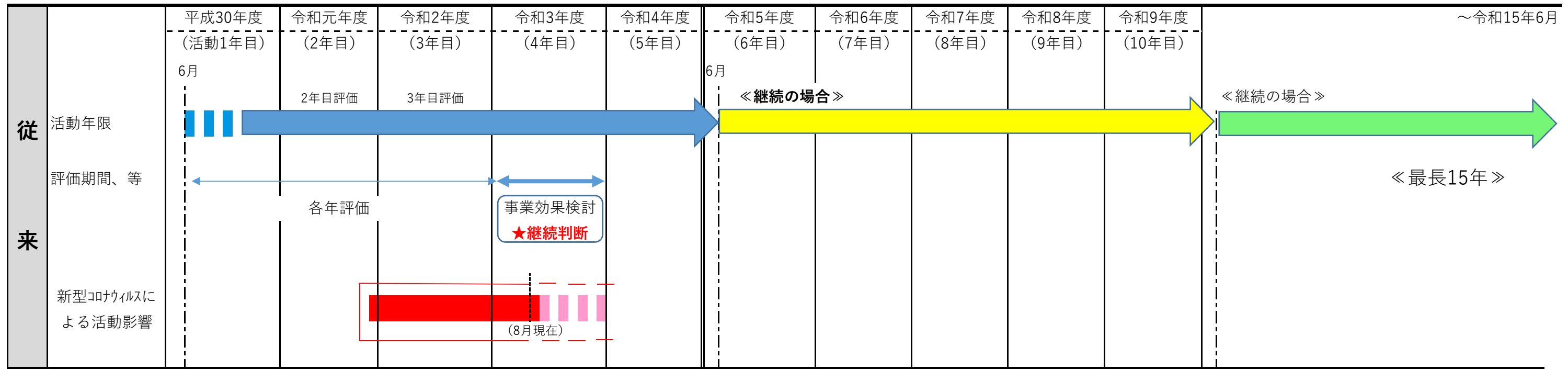
- ・評価の時期については、5年で評価するものとしているがコロナの影響もあり、長い目で評価すべきである。
- ・定性、定量評価があるが評価の時期については、コロナの影響により評価が難しいので評価時期を延ばしていくという考えもある。
- ・令和元年度は、3月に緊急事態宣言が1か月間、そして令和2年度は127日間休館という状況であり、令和元年度と令和2年度との比較では、どの事業者も数項目は事業者の取り組みや努力に関わらず評価が下がっている。
また、施設が再開後も様々な制限の中での活動と考えると評価は困難である。
- ・コロナ禍という特殊な状況下での評価は難しい。適正な時期に団体・公共施設としての利用状況を評価すべきである。
- ・事業者の選定は、市の審査・公益性があるなど評価されコロナ禍という特殊な事情で正確な評価ができないのであれば期間を延ばして評価すべきである。
- ・コロナ禍で評価が下がった場合、事業者には不利であることから評価基準については、状況に応じてハードルを下げる。または、評価基準を変更し評価を行う。
- ・令和2年度は、コロナの影響により自治会活動は出来なかった。このような時期に評価を行うことは難しい。
- ・コロナ禍であり評価の時期を年度ごとに定めず時期を延ばし適正な時期に評価することが必要である。
- ・評価については、記録として残し令和2年度はコロナ禍で配慮が必要なのではないかと考える。

(2) 市民大学校についての意見

- ・生涯学習を重視したほうが利用者は増えるだろう。また当初の理念の協働を重視すると参加者が減ってしまう。目的については、市の方向性によるのではないかと考える。
- ・協働の担い手を柱にして、生涯学習的な講座の要素も必要ではないか。
- ・協働と生涯学習が必要なのではないか。「協働の担い手」は荷が重いと感じる市民もいると思うが、学びたい気持ちがあるのであれば長期的なカリキュラムとしてはどうか。
- ・協働という言葉自体が難しく、人によって持つイメージも異なるため配慮が必要ではないか。
- ・生涯学習施設については、公民館、図書館、博物館があるが、計画的に整備を進めほぼ市内全域をカバーしているので、市民大学校が当初の目的とは違う方向に進みたい、学生のニーズがあるからといって生涯学習施設にすることは難しいと考えられる。

まちづくり活動プラザ 特定事業者の『5年目以降の継続判断』スケジュール

《新型コロナウイルス禍による変更》



浦安市まちづくり活動プラザ運営検討委員会報告書

【事務局】 浦安市 市民経済部 まちづくり活動プラザ

【電 話】 047-351-4811

【E-mail】 shimindaigaku@city.urayasu.lg.jp